

このお知らせは1年間保存してください。

保護者の皆さま

令和7年5月

大東市立四条北小学校
校長 山根 達也

気象警報（暴風警報・特別警報）発令時の登校及び給食について

(1)「暴風警報」等発令時の登校について

大阪府全域あるいは大東市に「**暴風警報**」が発令された場合、以下の対応とします。

※**四条北小学校区で「避難指示（レベル4）」**が発令された場合も同様の措置となります。

※ただし、大雨・洪水・高潮・波浪警報は該当しません。

気象情報	対応
1. 前日午後3時 時点で、翌日までの「早期注意情報（警報級の可能性）〔高〕」または「警報に切り替える可能性の高い注意報」のいずれかが発表された場合	・校長会と教育委員会で相談し、 翌日を臨時休業 とする場合もあります。（放課後児童クラブの休業も含む）
2. 午前7時 現在で「警報」、 「避難指示（警戒レベル4）」が発令中の場合	・児童は登校を見合わせ、 自宅で待機 させてください。 ※この時点で 給食は中止 となります。
3. 午前9時 までに「警報」、 「避難指示（警戒レベル4）」が解除された場合	・ 午前10時までに登校 させてください。（右表参照） ・午前中のみの授業とし、 給食はありません 。 ・放課後児童クラブ利用者は、お弁当がいります。
4. 午前9時 現在で「警報」、 「避難指示（警戒レベル4）」が発令中の場合	・ 臨時休業 とします。
5. 児童が在校時 に「警報」、 「避難指示（警戒レベル4）」が発令された場合	・学校で児童を待機させ、安全確保します。 ・気象情報や校区内の安全を確認した後、 地区ごとに集団下校または学校に待機（→保護者への引き渡し） をします。 ※家庭環境カードに記載いただいた「 集団下校または学校待機 」に従って対応します。 ※学校に待機の場合、家庭環境カードに記載いただいた「 引き渡し者 」にのみ引き渡しを行います。 ・放課後児童クラブは、下校できない児童のみ利用可。

(2)「特別警報」等発令時の対応について

大阪府全域あるいは大東市に「**特別警報**」が発令された場合、以下の対応とします。

※**四条北小学校区で「緊急安全確保（レベル5）」**が発令された場合も同様の措置となります。

1. 午前7時 現在で「警報」、 「緊急安全確保（警戒レベル5）」が発令中の場合	・ 幼稚園、小・中学校ともに臨時休業 とします。 （放課後児童クラブの休業も含む）
2. 児童が在校時 に「警報」、 「緊急安全確保（警戒レベル5）」が発令された場合	・市教育委員会としての指示があるまでは、学校で待機しています。 ・安全確認後、 保護者への引き渡し を行います。 ・放課後児童クラブは、下校できない児童のみ利用可。

【9時までに解除した場合の集合時刻】

地区	集合時刻
北楠の里・北新町・明美の里・南津の辺町	9：30
中楠の里・津の辺町	9：40
南楠の里・西楠の里	9：45

↓ 時間割表のこの時間の用意を持たせてください。

10：00～10：15	学級指導
10：15～11：00	1時間目
11：10～11：55	2時間目
11：55～12：10	下校指導

緊急連絡は、スカイメニューを使用します。未登録の方は、必ず登録してください。メール配信の内容は、学校ホームページにも載せます。

(3)震度5弱以上の地震発生時の対応について

1. 児童・生徒が 在宅時 に地震が発生	・学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機。
2. 児童・生徒が 登下校中 に地震が発生	・危険物が落ちてこない・倒れてこない等、安全な場所に避難。 ・揺れが収まった後、学校または家の安全な方に避難。 ・避難待機場所に避難。（担当職員が迎えに行きます。）
3. 児童・生徒が 在校中 に地震が発生	・ 保護者への引き渡し による下校。 ※保護者の迎えがあるまで全児童学校に待機します。 (震度4以下の地震が発生した場合) ⇒校舎等に異常がなければ授業の再開 ⇒通学路の安全確認の後、教職員の引率等も含め、安全に配慮して下校